

# 表彰規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本会」という）における表彰についての必要事項を定める。

## (対象)

第 2 条 表彰は、本会の活動や理学療法の普及・発展に優れた業績があった会員等について行う。

## (表彰の種類)

第 3 条 本会において行われる表彰は、次のものである。

- (1) 石川県理学療法功労賞（以下、「功労賞」という）
- (2) 石川県理学療法士会会長賞（以下、「会長賞」という）
- (3) 石川県理学療法学会大会奨励賞（以下、「大会奨励賞」という）
- (4) 荻原研究奨励基金学術優秀賞（以下、「学術優秀賞」という）
- (5) 永年会員表彰

## (功労賞)

第 4 条 功労賞は、石川県における理学療法の普及・発展に顕著な功績があったものに授与する。  
2 表彰にあたっては、次の第 1 号および第 2 号から第 5 号のいずれかを満たすことを基準とする。

- (1) 会長賞を受賞したものであること
- (2) 本会の会長または副会長を務めたものであること
- (3) 本会の理事または監事を通算 4 年以上務めたものであること
- (4) 本会の部長またはそれに準ずる役員を通算 6 年以上務めたものであること
- (5) 本会または理学療法の発展に係る多大な功績があったものであること

## (会長賞)

第 5 条 会長賞は、理学療法に係る活動において顕著な功績のあった会員に授与する。  
2 表彰にあたっては、次の第 1 号および第 2 号から第 3 号のいずれかを満たすことを基準とする。

- (1) 永年会員表彰を受賞したものであること
- (2) 本会の部員として公益事業等に通算 6 年以上たずさわったものであること
- (3) 第 2 項第 2 号に準ずる功績があったものであること

3 第 2 項第 1 号の基準を満たさないものであっても、それに準ずる多大な功績があったものであれば会長賞を授与することができる。

## (大会奨励賞)

第 6 条 大会奨励賞は、石川県理学療法学会大会の発表演題のうち、その創造性、客観性、論理性、企画性、理学療法学への貢献性が認められ、特に将来性のある優秀なものに対して授与する。

2 大会奨励賞の数は、大会毎に 1 題とする。

## (学術優秀賞)

第 7 条 学術優秀賞は、石川県理学療法学雑誌への投稿論文のうち、その創造性、客観性、論理性、企画性、将来性、理学療法学への貢献性が認められる優秀なものに対して授与する。

2 学術優秀賞の数は、1 年間に 2 題以内とする。

3 荻原研究奨励基金の運用から生ずる利益は、一般会計に繰り入れた上で、学術優秀賞表彰の費用に充当する。利益に対する表彰費用の過不足に対しては、一般会計における学術事業予算の中で調整する。

(永年会員表彰)

- 第 8 条 永年会員表彰は、本会会員として 20 年以上（休会期間は除く）活動したものに授与する。
- 2 活動年数の算出にあたっては、休会期間があった年度はその年数に含めないものとする。
  - 3 他都道府県士会から転入したものについては、直近の転入年度を活動年数の起算年とし、各年度末において 20 年以上となる翌年度に表彰を行う。  
(本項については、平成 16 年 4 月 1 日以降に転入した会員から適用する)

(表彰委員会の設置)

- 第 9 条 表彰受賞候補者の選考を行うため、表彰委員会を設置する。
- 2 表彰委員会は、役員以外の正会員 6 名以上により構成する。
  - 3 委員のうち、1 名を委員長とし、必要に応じて副委員長を置くことができる。
  - 4 委員長は理事会の承認を経て会長が委嘱し、委員および副委員長は委員長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第 10 条 委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(受賞者の選考)

- 第 11 条 功労賞、会長賞、永年会員表彰は、表彰委員会が受賞候補者の推薦を行い、理事会に報告する。
- 2 大会奨励賞は、学術大会長が受賞候補者の推薦を表彰委員会に行い、表彰委員会は選考結果を理事会に報告する。
  - 3 学術優秀賞は、学術誌編集部が受賞候補者の推薦を表彰委員会に行い、表彰委員会は選考結果を理事会に報告する。
  - 4 表彰委員会は、必要に応じて調査し、理事会等に対して情報提供を求めることができる。
  - 5 各表彰は、理事会の承認を得なければならない。

(表彰の方法)

- 第 12 条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行い、本会広報等に掲載してこれを公表する。
- 2 表彰式は、通常総会にあわせて行う。

(その他の表彰)

- 第 13 条 他団体の表彰における受賞候補者の推薦については、当該団体の表彰規程に基づき行うものとする。
- 2 医療功労者の知事表彰については、次の各号のすべてを満たすことを基準とする。
    - (1) 功労賞を受賞したものであること
    - (2) 本会会員として 25 年以上（休会期間は除く）活動したものであること
    - (3) 年齢が 50 歳以上のものであること
  - 3 理学療法士の普及・発展に極めて優れた業績があった個人・団体に対して、感謝状等を授与することができる。
  - 4 受賞候補者の推薦は、表彰委員会が選考し、理事会で承認を得たものでなければならない。
  - 5 受賞者は、本会広報等に掲載してこれを公表する。

(規程の改廃)

- 第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日より一部改正により施行する。